ス協会から「更新申込書」等

他課税・非課税証明書が必要

な方は、本人を証明できる公

的機関の発行した現住所の記 載のある書類をお持ちください

(マイナンバーカードや運転免

許証等の顔写真付のものは1

点、健康保険証や介護保険被

保険者証等の顔写真のないも

問東京バス協会(☎03-5308 -6950=土曜・日曜・祝日を

除く午前9時~午後5時)

のは2点必要です)

が郵送されます

東京都シルバーパスの一斉更新窓口を開設

おむね0歳以上の市内在住の

万定20人(多数抽選)他ウク

ミニデイサービス

が企画する1日限定のイベン タッフのグループである同会 おしゃべりしながら、体操も 今回は、たくさん歌ったり 市デイサービス認定サブス

行います。

B8月25日 (土) 午前10時~

で

問介護福祉課包括支援係 物、タオル他動きやすい服装 定20人(当日先着順) 持飲み 市内在住の原則65歳以上の方 止午所陽なたリハビリデイサ 高齢者いきいき活動講座 (2042 – 387 – 9845) -ビス(本町6-7-6) 対

社会福祉協議会取扱分 ◎6月分 (一般寄附)

働組合小金井国分寺支部▽8 万円=川房「花筏」▽1万円 ▽9万&円=東京土建一般労 =中山谷青壮年会>舩円=匿

所社会福祉協議会關竹之内浩 日午後2時~4時(全8回)

さん(ウクレレ講師)対お

の歌を愛するお客様一同 ▽8万8千88円=聖パー

【新規に申請する方】

する方は、申請により新た

次のすべての要件に該当

に受給することができま

◆子育て事業のために

Ь 2

【特定寄附】

₿9月26日~11月28日の水曜

エンジョイライフ

を明記し、社会福祉協議会 0004本町5-36-17公2 な)・年齢・性別・電話番号 きに住所・氏名(ふりが \exists 回のみ貸し出します 里8月25 「ウクレレ講座係」(〒184-レレをお持ちでない方は、初 (必着)までに、往復はが

386 - 0294) <

害者医療費助成制度(障医

在お持ちの受給者証は、有

効期限が8月31日までとな

療)を実施しています。現

慧息

っています。

額以下の方

では世帯主)の所得が基準

まで)、または愛の手帳 いる方 ※内部障がいは、心臓、じ ▽身体障害者手帳1・2級 ん臓、呼吸器、ぼうこう、 (内部障がいの場合は3級 ・2度を取得している方 小腸、肝臓、ヒト免

70歳以上の方が都営交通お

よび都内民営バスを利用でき る東京都発行の「東京都シル

バーパス」は、9月30日で使用

期限が切れます。10月1日か

ら使用できるパスの更新手続

きは、指定団体「東京バス協

畸9月11日(火)~28日(金)

午前9時~午後4時(土曜・

丽市役所第二庁舎 3 階301会

■申込書8月下旬に、東京バ :

会」が行います。

日曜・祝日を除く)

議室

授不全ウイルスによる免疫

平成30年度所得制限基準額(平成29年中の所得)

いず

れかの健康保険に加入して

▽国民健康保険など、

例あり)

いる65歳未満の方(一部特

>小金井市に住民登録して

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
基準額	360万4千円	398万4千円	436万4千円	474万4千円

※所得制限基準額は、所得額から各種控除を差し引いた額になります。な お、控除額は、所得税、市・都民税等の控除額と若干異なります

8月下旬に郵送します。ま きた方には、9月1日から 年度所得制限基準額以下 方には、その理由を記した 使用する新しい受給者証を 中の所得が左下表の平成30 助成事由消滅通知書を郵送 た、所得制限基準額を超え 加入していることが確認で た等の理由で更新できない 受給者のうち、平成29年 いずれかの健康保険に

格を失った方の受給者証 給者証や転出・死亡等で資 け出をしてください▽旧受 **間**自立生活支援課障害福祉 は、必ず返却してください が変わったときは、必ず届 他▽加入している健康保険 -387 -9842) (市役所第二庁舎2階分

費の一部を助成する心身障 いのある方を対象に、医療 都では、重度の心身障が の障がいです

29年中)が、左表の所得制 限基準額以下の方。ただ の被保険者(国民健康保険 方が加入している健康保険 し、20歳未満の方は、その ▽申請者本人の所得(平成

9月に障受給者証

医療費助成制度

	相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
9月の相	市民相談	月曜~金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二 庁舎 1 階 全 042-387-9818)	高齢者介護相 談	月曜~土曜日 午前9時~午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
	外国人相談 (English)	(Irregular)	▷ところ=市民相談室▷予約が必要です▷法律相談、交通事故相談は、	○予約が必要です ○法律相談、交通事故相談は、8月16日から、直接または電話で受け付け 法律相談は各日とも6人 ○外国人相談は、相談日の1週間前までに、直接または電話で	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時30分~4時30分 ※電話で各地域包括支援センター へ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24☎042-388-8400)
	法 律 相 談	9月4・6・11・13・18・ 午前9 20・25・27日 ~正午				○小金井ひがし地域包括支援センター (中町 2 - 15 - 25☎042 - 386 - 6514)
	税 務 相 談	9月12・26日				
	人 権・身の上相談	9月18日 い ず	法律相談は各日とも6人 ▷外国人相談は、相談日の1週			▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎ 042-386-7373)
	建築・登記・ 表示登記相談	9月5日	間前までに、直接または電話で 受け付け			
	行 政 相 談		▷その他の相談は、相談日の当	木造住宅	第2木曜日	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階☎042-387-9861)
あ気軽にご相談くださ	相続等暮らしの書類作成相談	9月19日 9月11日 時 30 分から	日午前9時~正午に、直接または電話で受け付け	前 震 相 談	午後1時30分~4時30分	へ 1 週間前までに予約してください
	交通事故相談	9月11日 から	▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818) へ予約してください	シルバー人材 セ ン タ ー 入 会 相 談	第1・第2木曜日(祝日を除く) 午前10時~正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター (買井北町1-8-21 ☎ 042-383-6141)
	年金・労務・成 年後見制度相談	9月4日				
	女性総合相談 (夫婦・家族・ 人間関係)	9月7・13・14・21・28日 午後1時30分~4時30分 ※保育あり(1歳以上の未就学児。		福祉サービス 苦情・相談 創業相談 店舗・事務 物件探し相談		福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎 8 階802会議室☎MX=042 -383-1225) へ予約してください
	ひとり親・ 女性相談	事前申込) 月曜~金曜日 (市役所執務時間内)	てください 子育て支援課 (市役所第二庁舎 3階☎042-387-9836)		月曜~金曜日 午前10時~午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまた は電話 (☎0422-31-2040) で予約してく ださい
	教育相談	月曜~土曜日 午前9時~午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階☎042-384-2508)			
	消費生活相談	月曜~金曜日 午前9時30分~午後4時 (正午~午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階☎ 042-384-4999)	生活困窮者自 立 相 談	月曜~金曜日午前8時30分~午後5時	自立相談サポートセンター (本町5-36-17 ☎ 042-386-0295)
Ś	労 働 相 談	月曜〜金曜日 午前9時〜午後5時	労働相談情報センター国分寺事 務所(国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)	ひきこもり相 談	第4火曜日 午前10時30分~午後1時	○ボランティア・市民活動センター (本町5-36-17☎042-387-0011)○予約制(1日2組まで)